

富山市商工業振興資金融資制度のご案内

1 富山市商工業振興資金融資制度の特長

利子の一部助成をおこない、中小企業者の負担軽減に努めています。

融資利率の一定割合を富山市が中小企業者の皆様に助成します。

(ただし、緊急経営基盤安定資金は除きます。)

(例1: 運転資金では、融資利率の内0.7%相当額を市が助成します。)

(例2: 設備投資支援資金では、融資利率の内1.5%相当額を市が助成します。)

2 融資申し込みできる中小企業者

資本金要件又は従業員要件のいずれかに該当すれば申し込みできます。(一部業種については例外があります。)

業種	資本金・出資金の総額	常時使用する従業員
小売業	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業・その他業種	3億円以下	300人以下

※許認可を必要とする業種は、その許認可を受けていなければなりません。

3 申し込みできない業種

富山県信用保証協会が保証対象外としている業種

4 取扱金融機関

富山県内にある下記金融機関の本・支店

みずほ銀行・三井住友銀行・第四北越銀行・北陸銀行・富山銀行・北國銀行・福井銀行
富山第一銀行・富山信用金庫・高岡信用金庫・にいかわ信用金庫・新湊信用金庫
富山県信用組合・商工組合中央金庫・なのはな農業協同組合・富山県医師信用組合

【お問合せ先】

商工労政課 商工業振興係

TEL 076-443-2070

FAX 076-443-2183

富山市商工業振興資金申込添付書類等一覧表

添付書類 資金区分	納税証明書 ※1	所得証明書 ※2	誓約書	営業許可書 (写)	工事受注状況	風俗営業にかかるとするものを含む飲食業の場合	商業登記簿本	決算書	罹り(り)災(ま)災(災)証明(出)届(証)書	認定書 ※3	経営改善計画書	見積書	設計図平面図	位置図(住宅地図)	開業届	賃貸借・売買契約書	家主の承諾書	建築確認書(写)	事業計画書(市所定の様式) ※4・5					在職証明書	事業計画評価認定書(写)	事業計画評価申請書一式(写)	新産業支援センター(写)	団体加入証明書	定款	役員名簿
	2年度分	1年度分	市所定の様式	許可書の場	建設業の場合	食事の提供を主とするものを除く飲食業の場合	法人・中小企業団体の場合	2期分	市発のもの	市所定の様式	市所定の様式	資金使途に設備資金が含まれる場合	店舗等の増改築の場合	事業所を開設する場合	個人事業主で開業場所が自宅の場合	店舗等の賃貸借・購入の場合	賃借している店舗を改装する場合	店舗等の新築の場合	様式1	様式2	様式3	様式4	様式5	創業者①に該当する場合	第二創業申込要件③(新産業)に該当する場合			商店街空き店舗資金を利用する場合	申込人が中小企業団体または分社化(※5)の場合	申込人が中小企業団体の場合
運 転 資 金	◎		◎	○	○	○	○	◎																			○	○		
経 営 安 定 資 金	◎		◎	○	○	○	○	◎		◎																				
経 営 安 定 資 金 (災 害 枠)	◎		◎	○	○	○	○	○	◎			○	○				○	○	○											
設 備 投 資 資 金	◎		◎	○	○	○	○	◎				◎	○				○	○	○											
企 業 立 地 促 進 資 金	◎		◎	○	○	○	○	◎		◎		◎	◎						○	◎	◎	◎								
高 度 化 事 業 資 金	◎		◎	○	○	○	○	◎		◎		◎	○				○	○	○	◎	◎	◎					◎	◎		
創 業 者 支 援 資 金	◎	◎	◎	○	○	○	○					○	○	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	○						
第 二 創 業 支 援 資 金	◎		◎	○	○	○	○	◎				○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	
環 境 保 全 設 備 資 金	◎		◎	○	○	○	○	◎				◎	○				○	○	○											
商 店 街 空 き 店 舗 活 用 促 進 資 金	◎		◎	○	○	○	○	◎				○	○	◎	○	○	○	○	○							◎				
緊 急 経 営 基 盤 安 定 資 金	◎		◎	○	○	○	○	◎		◎	◎																			
富 山 県 小 口 事 業 資 金 (零 細 小 口 枠)	◎		◎	○	○	○	○	◎				○	○				○	○	○								○	○		

* ◎の項目は必ず添付していただく書類、○の項目は必要に応じて添付する書類です。

* その他必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※1令和6年度及び令和5年度の納税証明書を添付してください。

申込時期により、令和6年度の証明書が発行されない場合は、令和5年度の証明書のみ添付してください。(令和6年5月から固定資産税、7月から市県民税の令和6年度納税証明書が発行されます。)
申込人が個人の場合で市県民税の課税がないときは、「非課税証明書」を添付してください。

※2 令和6年5月31日までに申し込む場合は令和5年度、令和6年6月1日以降に申し込む場合は令和6年度の所得証明書を添付してください。

※3『経営安定資金』『緊急経営基盤安定資金』の認定書は商工会議所・商工会が、『企業立地促進事業資金』『高度化事業資金』の認定書は市が発行します。

※4企業立地促進事業資金・高度化事業資金、創業者支援資金、第二創業支援資金の事業計画書の様式はそれぞれ異なりますので、資金に応じて所定の様式を使用してください。

※5第二創業支援資金で【分社化】に該当する場合は、様式5および定款も必要となります。